

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年5月15日

【四半期会計期間】 第15期第1四半期(自 平成26年1月1日 至 平成26年3月31日)

【会社名】 K L a b株式会社

【英訳名】 K L a b I n c .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 真田 哲弥

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号

【電話番号】 03 - 4500 - 9077

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 経営管理部長 高田 和幸

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号

【電話番号】 03 - 4500 - 9077

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 経営管理部長 高田 和幸

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期 第1四半期 連結累計期間	第15期 第1四半期 連結累計期間	第14期
会計期間	自平成24年9月1日 至平成24年11月30日	自平成26年1月1日 至平成26年3月31日	自平成24年9月1日 至平成25年12月31日
売上高 (千円)	3,546,082	4,425,544	20,993,462
経常利益又は経常損失() (千円)	154,086	106,486	941,847
四半期純利益又は四半期(当期) 純損失() (千円)	159,622	51,100	2,563,825
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	169,127	48,524	2,602,905
純資産額 (千円)	2,784,629	4,846,312	4,007,397
総資産額 (千円)	6,538,412	8,301,089	8,697,635
1株当たり四半期純利益金額又は 四半期(当期)純損失金額() (円)	6.39	1.56	93.58
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	-	1.50	-
自己資本比率 (%)	42.4	57.7	45.5

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第14期第1四半期連結累計期間及び第14期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。
4. 第14期は決算期の変更により、平成24年9月1日から平成25年12月31日までの16ヶ月の変則決算となっております。これに伴い、第14期第1四半期連結累計期間と第15期第1四半期連結累計期間とは対象期間が異なっております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社において営まれている事業の内容について重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成26年2月12日開催の取締役会において、平成26年4月1日を効力発生日として、下記のとおり、メディアインクルーズ株式会社、Pikkle株式会社、株式会社ドリームラボラトリー、文京工機株式会社の4社をKLab株式会社が吸収合併することを決議し、同日合併契約を締結いたしました。

(1) 合併の目的

メディアインクルーズ株式会社、Pikkle株式会社、株式会社ドリームラボラトリー、文京工機株式会社の4社は、当社の100%子会社であります。重複部門の集約を行うことでコスト削減を進め、当社グループの収益力の強化を図るため、当該4社の吸収合併を行うことといたしました。

(2) 合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式で、メディアインクルーズ株式会社、Pikkle株式会社、株式会社ドリームラボラトリー、文京工機株式会社は消滅いたします。

(3) 合併期日（効力発生日）

平成26年4月1日

(4) 合併に際して発行する株式及び割当

メディアインクルーズ株式会社、Pikkle株式会社、株式会社ドリームラボラトリー、文京工機株式会社は当社の100%子会社であるため、この合併による新株式の発行、資本金の増加及び合併交付金の支払はありません。

(5) 引継資産・負債の状況

合併期日（効力発生日）において、メディアインクルーズ株式会社、Pikkle株式会社、株式会社ドリームラボラトリー、文京工機株式会社の資産・負債及び権利義務の一切を引継ぎいたします。

(6) 吸収合併存続会社となる会社の概要

資本金	3,143,420千円
事業内容	モバイルオンラインゲームの企画・開発・運営

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第1四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当社は、前連結会計年度より決算期を8月31日から12月31日に変更しております。これに伴い、当第1四半期連結累計期間（平成26年1月1日～平成26年3月31日）は、比較対象となる前第1四半期連結累計期間（平成24年9月1日～平成24年11月30日）と対応する期間が異なることから、前年同四半期の比較については記載しておりません。

当第1四半期連結累計期間の売上高は、4,425,544千円となり、前四半期比（注）7.2%の増加となりました。売上高の増加要因は、以下の通りです。

- ・年始イベントにより平成26年1月の売上が好調。
- ・「ラブライブ！スクールアイドルフェスティバル」が引き続き好調。
- ・当第1四半期連結累計期間に新規リリースした「天空のクラフトフリート」が売上増加に寄与。

売上高の減少要因は、以下の通りです。

- ・不採算・低利益率案件からの撤退に伴う売上減少。

費用面では、期首に開示した計画の通り全てのコストの見直しを実施しました。

- ・人員数については、期首計画の830人規模までの人員削減目標を達成。平成25年12月末時点に比べ141人減の825人まで削減を実施。
- ・国内子会社の整理統合を実施。これに伴い経理や人事等の共通部門を統合し間接費用を削減。
- ・海外拠点・地方拠点のオフィスの整理縮小を実施。平成26年第2四半期より費用削減効果が出る見込み。
- ・外注費については、昨年度に引き続き更なる削減に取り組み、ピーク時（平成25年12月期第2四半期）に比べ53.9%の削減を達成。

この結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高4,425,544千円、営業利益96,097千円、経常利益106,486千円、四半期純利益51,100千円となりました。

（注）前四半期比：平成25年12月期第5四半期（平成25年9月～平成25年12月）と当第1四半期連結累計期間を比較しています。なお、前四半期は会計期間の変更に伴い4ヵ月間となっているため、3ヵ月換算（3/4を乗じる）をしてあります。

(2) 財政状態の分析

(資産の部)

当第1四半期連結会計期間末における資産合計は8,301,089千円となり、前連結会計年度末に比べ、396,546千円の減少となりました。

流動資産合計は6,240,139千円となり、前連結会計年度末に比べ、628,306千円の減少となりました。これは主に、現金及び預金、売掛金の減少によるものであります。

固定資産合計は2,060,950千円となり、前連結会計年度末に比べ、231,760千円の増加となりました。これは主に、無形固定資産の増加によるものであります。

(負債の部)

当第1四半期連結会計期間末における負債合計は3,454,776千円となり、前連結会計年度末に比べ、1,235,461千円の減少となりました。

流動負債合計は3,373,331千円となり、前連結会計年度末に比べ、1,207,154千円の減少となりました。これは主に、短期借入金の減少によるものであります。

固定負債合計は81,444千円となり、前連結会計年度末に比べ、28,306千円の減少となりました。これは主に、長期借入金の減少によるものであります。

(純資産の部)

当第1四半期連結会計期間末における純資産合計は4,846,312千円となり、前連結会計年度末に比べ、838,914千円の増加となりました。これは主に、資本金、資本剰余金の増加によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様への決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

基本方針の実現に資する特別な取組み

コーポレート・ガバナンスの強化

当社では、コーポレート・ガバナンスの目的について、株主、取引先、従業員、更には利用者、地域社会などのステークホルダーの信頼と期待に応え、企業価値を高めるべく、経営の効率化を図るとともに健全性・透明性を確保することにあると考えております。かかる目的を達するためには、役員を選任、報酬の決定、経営の監視、コンプライアンスの実施等により、経営に対する監督並びに監査等が実効的に行われることが肝要であり、当社は、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を図ることについて、経営上の最重要課題の一つと位置づけております。

また、当社では、経営の効率化並びに健全性・透明性の確保の一環として、執行役員制度を導入しており、経営方針を決定する取締役会と業務執行を行う執行役員を明確に分離することにより、業務執行の効率化を図っております。加えて、社外監査役（3名）及び社外取締役（2名）により取締役会の監督機能を高め、経営の健全性・透明性の確保に努めております。

今後もコーポレート・ガバナンスの実効性をより一層高める取り組みを推進してまいります。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（事前警告型買収防衛策）（以下、「本プラン」といいます。）

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記に記載の基本方針に沿って導入するものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

本プランの内容

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

また、本プランでは、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するための機関として独立委員会を設置し、発動の是非について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。独立委員会は、独立委員会規定に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成されるものとします。

本プランに係る手続き

A. 対象となる大規模買付け等

本プランは以下のa又はbに該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付け等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付け等を行い、又は行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

- a. 当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け
- b. 当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

B. 意向表明書の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付け等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付け等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

C. 本必要情報の提供

上記Bの意向表明書をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、当社に対して、大規模買付け等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

D. 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供期間が終了した日の翌日を起算日として、大規模買付け等の評価の難易度等に応じて、以下のa又はbの期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

- a. 対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間
- b. その他の大規模買付け等の場合には最大90日間

ただし、上記a又はbいずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、延長できるものとします。（延長の期間は最大30日間とします。）

E. 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記Dの当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家の助言を得ることができるものとします。

F. 取締役会の決議

当社取締役会は、上記Eに定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

G. 対抗措置発動の停止

当社取締役会が上記Fの手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、買付者等が大規模買付け等を中止した場合又は対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置発動の停止の決議を行うものとします。

H. 大規模買付け等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付け等を開始することはできないものとします。

・本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記 Fに記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。

本新株予約権に、譲渡については当社取締役会の承認を要するものとする譲渡制限、買付者等及びその関係者による権利行使は認められないという行使条件が付されることが予定されています。

・本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成24年10月22日から平成26年12月期に関する定時株主総会終結の時までとなっております。

・本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

事前開示・株主意思の原則

必要性・相当性確保の原則

A．独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

B．合理的な客観的発動要件の設定

C．デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、75,579千円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	93,618,000
計	93,618,000

【発行済株式】

種類	第1四半期連結 会計期間末 現在発行数(株) (平成26年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成26年5月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	34,216,100	34,216,100	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、単元株式数は100株となっております。
計	34,216,100	34,216,100		

(注) 提出日現在発行数には、平成26年5月1日から四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第1四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が以下のとおり、行使されました。

第9回新株予約権

	第1四半期会計期間 (平成26年1月1日から平成26年3月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	1,000,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	1,000,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	750
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	750,000
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	1,000,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	1,000,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	750
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	750,000

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年1月9日	250,000	33,308,600	94,187	2,842,278	94,187	2,538,033
平成26年1月21日	750,000	34,058,600	282,562	3,124,840	282,562	2,820,596
平成26年1月1日～ 平成26年3月31日	157,500	34,216,100	18,579	3,143,420	18,579	2,839,175

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 895,800		
完全議決権株式(その他)	普通株式 33,314,400	333,144	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 5,900		
発行済株式総数	34,216,100		
総株主の議決権		333,144	

(注) 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、「従業員持株ESOP信託」所有の自己株式が、289,700株(議決権の数2,897個)含まれております。

【自己株式等】

平成26年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) K L a b株式会社	東京都港区六本木六丁目10 番1号	895,800		895,800	2.61
計		895,800		895,800	2.61

(注) 上記の他、四半期連結財務諸表において自己株式として認識している当社株式は289,700株であります。これは、従業員持株会支援信託ESOP(信託受託者:三菱UFJ信託銀行株式会社。以下「ESOP信託」といいます。)が保有する当社株式につき、会計処理上当社とESOP信託は一体のものであると認識し、当該株式を自己株式として計上しているためであります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社は、平成24年11月28日開催の第13回定時株主総会において、定款の一部変更を決議し、決算期を8月31日から12月31日に変更いたしました。これにより、前連結会計年度は、平成24年9月1日から平成25年12月31日までの16ヶ月となっております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成26年1月1日から平成26年3月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成26年1月1日から平成26年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,517,756	3,580,861
売掛金	1,877,506	1,767,518
その他	479,619	898,146
貸倒引当金	6,436	6,388
流動資産合計	6,868,445	6,240,139
固定資産		
有形固定資産	300,294	286,226
無形固定資産		
のれん	71,856	63,889
その他	549,435	759,379
無形固定資産合計	621,292	823,269
投資その他の資産	907,602	951,454
固定資産合計	1,829,189	2,060,950
資産合計	8,697,635	8,301,089
負債の部		
流動負債		
買掛金	723,964	954,407
短期借入金	2,750,000	1,400,000
賞与引当金	101,407	37,261
その他	1,005,114	981,662
流動負債合計	4,580,486	3,373,331
固定負債		
長期借入金	97,288	75,000
その他	12,463	6,444
固定負債合計	109,751	81,444
負債合計	4,690,237	3,454,776
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,748,090	3,143,420
資本剰余金	2,443,846	2,839,175
利益剰余金	570,623	519,523
自己株式	626,131	624,307
株主資本合計	3,995,181	4,838,765
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	41,218	45,737
その他の包括利益累計額合計	41,218	45,737
新株予約権	44,699	42,605
少数株主持分	8,734	10,677
純資産合計	4,007,397	4,846,312
負債純資産合計	8,697,635	8,301,089

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

	(単位：千円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年9月1日 至平成24年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年3月31日)
売上高	3,546,082	4,425,544
売上原価	2,555,759	3,261,818
売上総利益	990,322	1,163,726
販売費及び一般管理費	1,202,600	1,067,628
営業利益又は営業損失()	212,277	96,097
営業外収益		
業務受託料	5,711	19,978
受取利息	335	1,050
為替差益	54,582	-
事業構造改善費用戻入額	-	11,368
その他	155	1,114
営業外収益合計	60,784	33,512
営業外費用		
支払利息	2,405	3,480
為替差損	-	18,605
その他	187	1,036
営業外費用合計	2,593	23,123
経常利益又は経常損失()	154,086	106,486
特別利益		
自己新株予約権消却益	-	2,344
特別利益合計	-	2,344
特別損失		
事務所閉鎖損失	-	13,069
固定資産除却損	12	-
その他	-	39
特別損失合計	12	13,108
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	154,098	95,722
法人税等	2,600	42,350
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失()	156,699	53,371
少数株主利益	2,923	2,271
四半期純利益又は四半期純損失()	159,622	51,100

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年9月1日 至平成24年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年3月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主 損益調整前四半期純損失()	156,699	53,371
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	12,427	4,847
四半期包括利益	169,127	48,524
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	172,120	46,581
少数株主に係る四半期包括利益	2,992	1,943

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日至平成26年3月31日)
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれん償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年9月1日至平成24年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日至平成26年3月31日)
減価償却費	41,404千円	78,273千円
のれん償却額	19,334千円	5,231千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成24年9月1日至平成24年11月30日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成26年1月1日至平成26年3月31日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 株主資本の著しい変動

当第1四半期連結累計期間において、ドイツ銀行ロンドン支店による新株予約権の権利行使等があり、資本金が395,329千円、資本準備金が395,329千円増加しました。この結果、当第1四半期連結会計期間末において資本金が3,143,420千円、資本剰余金が2,839,175千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成24年9月1日 至 平成24年11月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント		四半期連結 損益計算書 計上額 (注)
	ゲーム事業	その他事業	
売上高			
外部顧客への売上高	3,242,774	303,307	3,546,082
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-
計	3,242,774	303,307	3,546,082
セグメント利益	898,687	91,635	990,322

(注) セグメント利益は、四半期連結損益計算書の売上総利益と一致しているため、差異調整は行っていません。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

ゲーム事業セグメントにおいて、平成24年9月3日付でメディアインクルーズ株式会社の発行済株式総数の100%の株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。なお、当該事象によるのれんの増加額は、当第1四半期連結累計期間においては307,101千円であります。

当第1四半期連結累計期間(自 平成26年1月1日 至 平成26年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント		四半期連結 損益計算書 計上額 (注)
	ゲーム事業	その他事業	
売上高			
外部顧客への売上高	4,414,456	11,087	4,425,544
セグメント間の内部売上高 又は振替高			
計	4,414,456	11,087	4,425,544
セグメント利益又は損失()	1,166,646	2,920	1,163,726

(注) セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の売上総利益と一致しているため、差異調整は行っていません。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年9月1日 至平成24年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年3月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額 又は四半期純損失金額()	6円39銭	1円56銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 又は四半期純損失金額()(千円)	159,622	51,100
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益金額 又は四半期純損失金額()(千円)	159,622	51,100
普通株式の期中平均株式数(株)	24,982,531	32,786,652
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		1円50銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)		1,208,395
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 前第1四半期連結累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年5月15日

K L a b株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹 野 俊 成 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千 葉 達 也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているK L a b株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成26年1月1日から平成26年3月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成26年1月1日から平成26年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、K L a b株式会社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。